

佐賀県告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、令和3年1月7日から令和3年2月8日まで佐賀県県土整備部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月7日

佐賀県知事 山口 祥 義

道路の種類 及び路線名	道路の区域			
	区間	変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
県道 伊万里有田 線	西松浦郡有田町広瀬字川口甲 1276番1地先から 西松浦郡有田町広瀬字南野甲 407番1地先まで	後	39.0～ 12.0	203.8
	西松浦郡有田町広瀬字川口甲 1276番1地先から 西松浦郡有田町広瀬字南野甲 407番1地先まで	前	37.8～ 12.0	205.2
	_____	後	_____	_____
	西松浦郡有田町広瀬字蔵本甲 1212番2地先から 西松浦郡有田町立部字南山甲 192番2地先まで	前	27.4～ 4.6	1,048.8